

所 属	健康福祉部 保健医療課		
担当(係)名	母子・特定疾患担当	内線	2546

(款) 4 衛生費 (項) 4 保健予防費 (目) (3) 母子保健指導費
(明細書事業名) 母子医療対策費
周産期医療対策事業費、周産期母子医療センター等推進事業費

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
39,010	国庫 503	委託料 35,540
(前年度 450)	一般財源 38,507	

2 背景・目的

平成20年2月1日に、総合及び地域周産期母子医療センターの指定等を行い、併せて妊婦救急搬送における救急隊と医療機関の役割や行動について明示した妊婦救急搬送マニュアルの運用を開始した。

妊婦や新生児の救急搬送に際して、24時間体制で必ず受け入れる周産期医療ネットワーク体制の確立を目指すとともに、各圏域会議や県民が参加するシンポジウムの開催、妊婦健診の受診勧奨を内容とするリーフレットの配布等を行い、周産期医療についての県民の理解を促進する。

3 事業内容

周産期母子医療センター等推進事業(37,500千円)

産科医療機関からの妊婦や新生児の搬送依頼に24時間体制で対応し、やむを得ず受け入れができない場合は、責任を持って他の受け入れ病院を必ず確保する業務を地域周産期母子医療センター等5病院に委託して実施
各圏域における周産期医療等の連携を図るための連絡調整会議の開催
県民とともに周産期医療体制について考えるシンポジウムの開催

周産期医療対策事業(1,510千円)

周産期医療協議会において、周産期医療ネットワーク体制や医療及び救急現場等で生じる課題の対応等に関する検討
総合周産期母子医療センターにおいて、周産期医療の実施状況等に関する調査・研究や周産期医療関係者研修の実施

4 事業効果

妊娠や出産の異常によるハイリスク妊婦や新生児救急搬送を要する妊婦に対し、24時間迅速な対応による適切な医療を提供することができる。